

用語解説

1) リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージ全ての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指す障害者施策の理念。

2) ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加できることが当たり前であるという考え方。

3) グループホーム

地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の知的障害者や精神障害者に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常生活援助を行う施設。他に介護保険制度では「痴呆性高齢者グループホーム」がある。

4) ホームヘルプサービス

在宅で介護や支援を要する方に対し、その自宅へ資格を有するホームヘルパーが出向いて、食事や排泄等の介護や、家事その他日常生活上の世話をを行うサービス。

5) NPO (民間非営利組織)

Non-Profit Organization の略。通常の株式会社等のような営利目的の企業と異なり、その団体が得た利益を関係者(構成員)に分配しない、社会性の高い事業をする組織。社会的使命(Mission)を利益(Profit)よりも優先させて活動する。

6) デイサービス

在宅で介護を受けている高齢者や障害のある方が、デイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導などを受けられるサービス。

介護保険制度では、指定通所介護事業という。

7) 心のバリアフリー

バリアフリーとは、バリア(障壁)となるものを取り除くという意味。1993年3月に出された「障害者対策に関する新長期計画」の中でバリアフリーについて「4つの障壁」という考え方が打ち出された。この4つの障壁のひとつに、障害者に対する差別や偏見など「意識上の障壁」があるが、こうした心のバリアを取り除くこと。

8) コミュニティ

一定の地理的範囲に占める人々の集合体。そこでの人々は、ともに経済的・政治的諸活動に従事し、そして共通の価値と共属の感情を経験した自治的社会単位。

9) 知的障害者生活支援センター、生活支援ワーカー

知的障害者生活支援センターは、地域において生活している知的障害者の相談に応じ、助言を与えるなど地域生活に必要な支援を行う機関。(長野県内には平成15年度3月末現在、駒ヶ根市・中野市・佐久市・喬木村・穂高町に5か所がある。)

また、生活支援ワーカーは地域生活を専門に担当する者で、障害者の家庭やグループホーム、職場を訪問することと等により、地域生活に必要な支援を行う。

10) 強度行動障害

発達障害をもった方の、生来的に持っている資質そのものではなく、不適切な対応や相互関係の中で形成された状態によって、激しい不安や興奮、混乱が生じ、いくつかの行動上の問題が頻繁に日常生活に出現する状態。(自閉症や知的障害などが医学や教育からの概念であるのに対し、強度行動障害は激しい行動障害がもたらす本人の荒廃や家庭の崩壊などの状況に対して、人権を保障する福祉の立場から定義された概念。)

出典：1999年・出版企画委員会編、「障害福祉の基礎養護-知的障害を中心に-」・財団法人日本知的障害者愛護協会

11) 自閉症

1943年にカナー(Kanner, L.)により報告され、脳機能障害が強く推測される発達障害とされている。その診断は、3歳までに、相互的社会交渉の質的障害、言語と比言語性コミュニケーションの質的障害、活動と興味の範囲の著しい限局性の3つの行動的症状がそろうことによりなされる。これらの診断を特徴づける症状は3～6歳頃に最も著明に認められる。

出典：1999年・出版企画委員会編、「障害福祉の基礎養護-知的障害を中心に-」・財団法人日本知的障害者愛護協会

12) 通勤寮

一般就労又は福祉的就労している知的障害者が、一定期間(原則として2年であるが延長も可能)入所し、対人関係の調整、余暇の活用、健康管理など社会生活訓練を行う通過型の施設。

1 3) 障害者就業・生活支援センター、就業支援ワーカー

障害者就業・生活支援センターとは、地域において生活している就職や職場への定着が困難な障害のある人(身体障害者・知的障害者・精神障害者等)を対象に、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。(長野県内には平成15年度3月末現在、上田市に1か所ある。)

また、就業支援ワーカーは、就業支援を専門に担当する者で、すでに就業している障害者の職場定着支援、就職希望のある障害者の職場実習等を通じた就職支援を行う。

1 4) 求人開拓員

求職相談者に応じたアドバイスや求人開拓、紹介状の発行等を行い、障害者総合支援センターの就業支援ワーカーと連携しながら、障害者の就労を支援する者。

平成16年度から、新たに全ての地方事務所商工課(商工建築課)に配置する。

1 5) ジョブコーチ

障害者の職場適応と就労訓練のため、職場に出向いて障害者を支援するとともに、事業主・家族に対して必要な助言を行う者。

1 6) 宅幼老所

民家等既存施設を活用し、家庭的な雰囲気の中で、通所サービスやグループホームなど、高齢者等のきめ細やかな籠サービスの提供を行う小規模ケア施設。

1 7) 障害児・知的障害者相談療育センター、コーディネーター

障害児・知的障害者相談療育センターとは、在宅の障害児・知的障害者の地域での生活を支えるための相談窓口機関で、身近な地域で療育に関する相談、指導及び各種福祉サービスの援助、調整を一体的に行う。(長野県内には平成15年度3月末現在、長野市・松本市・上田市・飯田市・小諸市・駒ヶ根市・飯山市・千曲市・下諏訪町・上松町・四賀村・三郷村・池田町・豊野町の14か所がある。)

また、コーディネーターは相談窓口においてサービス調整などを行う者。狭義では、上述の障害児・知的障害者相談療育センターの相談等に従事する職員の名称。

1 8) 身体障害者等自立生活支援センター

地域で自立生活を営もうとする身体障害者及びその家族に対し、社会生活力を高めるための支援や相談援助等を総合的に行う相談窓口機関。(長野県内には平成15年度3月末現在、長野市・松本市・上田市・飯田市・諏訪市・大町市・佐久市に7か所がある。)

19) 自閉症自律支援センター

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点施設。自閉症児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導・助言を行い、関係施設との連携強化により、自閉症児者等に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。

国の要綱においては「自閉症・発達障害支援センター」の名称であるが、長野県では「自閉症自律支援センター」という名称を用いている。

20) ピアカウンセラー・ピアカウンセリング

ピアカウンセリングとは「障害を持つ当事者こそが専門家である」との考え方のもと、一定の専門性を持った障害当事者がカウンセラー(ピアカウンセラー又は当事者相談員という。)となり、心理面・経験面でのサポート、仲間作り、制度利用の支援等を行うもの。

「ピア」とは、「同じ、同等の」という意味。同じ背景を持つもの同士が、対等な関係で話を聞き合うことに重視されている。

21) インフォーマルサービス

フォーマル(制度的)サービスに対比し、制度化されていない多様な形態のサービスを総称したもの。具体的には、近隣や地域社会、ボランティア、非営利活動団体などの行うサービス。フォーマルサービスは、公的機関の制度に基づいて実施され、社会福祉サービスの基幹的な部分を形成するが、一定の基準によるため画一的な面が強くなる。これに対し、インフォーマルサービスは、個々の利用者のおかれている環境やニーズをふまえた機動性のある弾力的なサービスを提供することができる。

22) タイムケア

障害児(者)とその家族等が求める短期間で日常的な援助の要望に対し、家族等に代わり一時的に障害児(者)の介護等を行い、地域生活を支援する事業。休息の意味である「レスパイト」ともいう。

23) ケアマネジメント

援助を必要とする人に対して、地域のさまざまな社会資源を活用したケアプラン(個別支援計画)を作成し、適切なサービスを行う手法。

2 4) ADHD (注意欠陥多動性障害)

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。多動、衝動性、注意の問題の 3 領域を中心症状とする障害。じっとしておらず常に動いている、授業中席に座っておれず立ち歩く、順番を待つことが苦手、集中力がなく注意が持続できない、気が散りやすい、忘れ物や物をなくすことが多い、指示などをすぐ忘れてしまう、などの特徴が見られる。

出典:2001 年「自閉症の人たちを支援するということ-TEACCH プログラム新世紀へ-」、朝日新聞厚生文化事業団

2 5) 自律支援教育コーディネーター

自律支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自律や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものであり、そのための学校内又は福祉・医療等の関係機関との連絡調整や保護者に対する学校の窓口としての役割を担う者。国では「特別支援教育」の名称を用いているが、長野県では「自律支援教育」の名称を用いている。

平成 16 年度から県内全ての小学校に配置され、平成 17 年度からは中学校にも配置される。

2 6) 構造化

自閉症児者の周囲で何が起きているのかを、彼ら一人ひとりの機能に合わせて、何をすればいいのかをわかりやすく提示する方法。

一般に自閉症児者は、言語による理解よりも視覚による理解が相対的に得意であることから、住宅の内部や教室内での家具等の配置に工夫を凝らして、自閉症の方に各場所や場面の意味を視覚的に理解しやすくする物理的構造化や、見とおしを視覚化するスケジュールの視覚化などがある。

2 7) ユニットケア

特別養護老人ホームや介護老人ホームなどで、居室を少人数のグループに分け、そのグループごとに食堂や風呂、談話室などを備えてサービスを提供すること。